

連合・愛のカンパ中央助成事業

第4回

主要自治体の

子育て分野におけるNPO／市民活動団体との連携
に関する調査報告

【2015年度】

にっぽん子育て応援団

はじめに

本書は、全国の県庁所在地市と、それ以外の自治体の一部、合計108自治体において、子育て分野におけるNPO／市民活動団体と自治体との連携関係がどの程度整えられているか、また平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、各事業をどのように進めていこうとしているのか、実際の事業への考え方も含めた各自治体の取り組みの進捗状況を把握することを目的に、平成27(2015)年度に実施した調査結果を報告するものである。

にっぽん子育て応援団では、「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた国の審議や法整備などが進められていた平成22(2010)年度から平成24(2012)年度にかけて、子育て分野におけるNPO／市民活動団体と自治体との連携関係整備状況について調査を実施、「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた自治体の対応状況等を見て来た。平成24年8月に子ども・子育て支援関連三法「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立、同年に実施した第3回調査において、各自治体の庁内対応や「地方版子ども・子育て会議」設置に向けた体制づくりなどが具体化していくことを確認し、当初の目的は達成できたとして、調査は終了した。

「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市区町村が各事業の実施主体として事業計画を推進することになった。各自治体の状況はどうか、今一度確認してみようと思っただけの本調査である。

各自治体の子育て分野におけるNPO／市民活動団体との連携関係には、ほとんど変化はなかった。新たに始まった利用者支援事業における各自治体の実施状況や考え方、子どもの貧困対策法に基づく取り組み状況を見ても、新制度が影響力を発揮するのは、これからのようである。一方、これら自治体の子ども・子育て支援施策の策定や推進、見直しの協議体として、地方版子ども・子育て会議が、しっかりとその役割を果たしていることも確認できた。

制度ができて、それを動かしていくのは人である。今後さらに少子高齢化が進む中で、地域における子ども・子育て家庭への理解を得ることが、ますます重要になっていこう。地域保健福祉施策やまちづくり施策なども巻き込んで、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支える風土づくりを進めていく必要がある。風土づくりの鍵を握るのは、利用者支援事業や地方版子ども・子育て会議のさらなる活用、そして自治体や企業、専門機関などとNPO/市民活動団体との連携である。

にっぽん子育て応援団としても、今後は、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支えようという機運の醸成に、一層努めていく所存である。

最後に、本調査の趣旨にご理解くださり、ご協力くださいました自治体の皆様に、深く感謝申し上げます。

2016年5月

にっぽん子育て応援団

第1章 調査結果の概要

■全体的な傾向

- 子ども・子育て支援新制度導入により、サービス全体が「給付事業」(調査票では「施設型給付」と「地域子ども・子育て支援事業」のふたつに大別され、これまでの「通常保育事業」と「家庭的保育事業」が「給付事業」となり4大項目7類型に、それ以外の事業が「地域子ども・子育て支援事業」となり13事業18類型となった。「給付事業」については、これまで保育所運営費とは別建てで事業費が確保されて来た夜間保育事業・休日保育事業が、公定価格の加算対象に位置づけられた。そのため、給付事業における拡充希望の意味合いが、これまでとは大きく異なることとなった。「地域子ども・子育て支援事業」に「利用者支援事業」3類型、「実費徴収補足給付事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が加わり、病児・病後児保育事業が病児保育事業に、放課後児童健全育成事業が放課後児童クラブに名称変更、一時預かり事業に「幼稚園型」が加えられるなど、かなり変更されている。そのため、現在実施しているサービスについては、子ども・子育て支援新制度に基づき「給付事業」と「地域子ども・子育て支援事業」とを分けて評価している。
- 子ども・子育て支援新制度前と新制度後の比較という側面もあり、一見して後退したのではないかと思われる項目があるが、先に挙げたように、「給付事業」では、特定教育・保育の実施内容による分類となったため、これまでと単純比較は出来なくなった。以下、2つに大別された「給付事業」と「地域子ども・子育て支援事業」全般について述べる。
- ・「給付事業」全般については、全体的に拡充希望が低調なように見えるが、拡充希望の意味合いがこれまでとは大きく異なっている。親の就労に関わらず同じ施設で保育・幼児教育を受けられる「認定こども園」を広げていきたいという新制度の方針や、定員19名以下で保育事業として公費が得られる「地域型保育」が新たに設けられたこともあり、今後は、施設設置の立地条件などの地域の実状や、「家庭型保育」、「居宅訪問型保育」などの子育て家庭のニーズにそった「給付事業」展開が進むと思われる。
 - ・「地域子ども・子育て支援事業」全般については、「一時預かり事業」の実施率が、「幼稚園型」と「その他の預かり事業」との2類型に分けられたことにより、実施率が100%を割る結果となっている。また、「利用者支援事業」3類型および「実費徴収補足給付事業」及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が新たに加わった。
- 県庁所在地で拡充を希望する自治体が20%を越えるのは、給付事業では「認可保育所」「認定こども園」「地域型保育・小規模保育」で、地域子育て支援事業では「利用者支援事業 母子保健型」「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり・その他の預かり」「病児保育事業」「放課後児童クラブ」である。
- 保育所待機児童問題は依然として深刻な課題となっており、特に県庁所在地においては、認定こども園と小規模保育を中心に給付事業の拡充希望が読み取れる。働く親たちの保育ニーズの高まりと相まって、病児保育事業や放課後児童クラブの拡充希望も大変高くなっている。放課後児童クラブについては、県庁所在地以外の自治体でも21%が拡充を希望している。
- 一方、妊娠期からの切れ目のない子ども・子育て支援を一層進めるべく、「利用者支援事業 母子保健型」「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり・その他の預かり」への拡充希望も高くなっている。
- 利用者支援事業は、子育て当事者＝利用者のより身近な場所で、利用者家庭の個別ニーズに沿った支援メニューを、利用者が自ら選べるように支援していくための事業で、子ども・子育て支援新制度の新規事業の一つである。市役所などの窓口で相談を受ける形の「特定型」が最も多く実施されているが、拡充希望が多いのは、保健師や助産師などの医療専門職が関わる「母子保健型」である。地域子育て支援拠点などで実施する「基本型」と「母子保健型」は地域のさまざまな機関などの地域資源と連携して利用者に必要な支援を行なっていくことが求められているが、全体的に委託は進んでいない。

- 「利用者支援事業拡充のために今後必要なこと」については、県庁所在地では「財源の確保」「関係部署の理解」「関係機関と担い手との連携」「利用者支援に求められている内容の具体的なイメージの共有」を挙げる自治体が多かった。県庁所在地以外との差がついたのは「地域人材・ボランティアなど、地域での担い手の開拓」で、「足りないメニューの開拓の手法の共有」を挙げた自治体が少なかったこととあわせ、地域連携を必要としている「基本型」や「母子保健型」の実施率や拡充希望と連動しているものと考えられる。
- 子どもの貧困対策については、子どもの貧困対策プランの策定や子ども・子育て支援事業計画及び生活者困窮対策プランでの対応明記を実施あるいは予定している自治体が19カ所、NPO／市民活動団体との連動による貧困対策事業を実施している自治体と合わせても22自治体に留まっている。子どもの貧困対策については子ども・子育て支援とは別の部署で担当する自治体がある一方で、平成28年度の事業計画見直しの一環として審議を予定していると回答した自治体もあった。
- 地方版子ども・子育て会議については、子ども・子育て支援事業計画スタートの初年度もほとんどの自治体で開催されており、すでに計画を見直した自治体も4自治体ある。5回以上開催した自治体が11カ所あり、うち5カ所は10回以上開催しており、多くが部会を設置してテーマ別の協議を行なっている。審議内容に「事業計画の分析・評価について」を挙げる自治体があるなど、事業計画の分析・評価については検討中と回答した自治体は24カ所であった。

■上位9自治体の特徴

上位自治体は、31点から23点となった9自治体である。その特徴を以下に記す。また、県庁所在地市としては、横浜市、高松市、新宿区、静岡市、名古屋市、神戸市の6市・区が入り、県庁所在地以外の自治体として、松戸市、堺市、和光市の3市が入った。

- ・横浜市 人口約372万6000人。事業の委託が進んでいる。利用者支援事業は3類型すべてを実施しており、「基本型」を18区すべてで複数カ所実施するべく拡充を希望している。「基本型」はすべてNPO法人や社会福祉法人に運営を委託。より利用者に近いところでの利用者支援の実現のため、各区役所の福祉保健センターとの定期カンファレンスの実施などにより連携を深める必要があると答えるなど、地域連携への意欲も高い。保育コンシェルジュは「特定型」のモデルとなった。子どもの貧困対策プランも策定済みで、学習・生活支援に関してNPO法人との連携を行なっている。地方版子ども・子育て会議では部会を設置して審議を行ない、開催回数は12回でトップレベルであった。(にっぽん子育て応援団自治体首長サポーター)
- ・高松市 人口約42万人。事業委託が最も進んでいる自治体の一つ。利用者支援事業では、市内4カ所の地域子育て支援拠点において「事業型」を委託している。「母子保健に関する相談に対応するために、専門職が妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し支援を検討」するべく「母子保健型」を拡充。地域連携についても、「基本型」を行なう委託団体と、「母子保健型」を行なう保健センターを中心に連携し、「妊産婦や子育て世帯に対しきめ細かい支援」を目指している。地方版子ども・子育て会議は1回のみで開催だが、事業計画の分析・評価については、「子ども・子育て会議の審議を通じて、課題を整理し、改善策を検討する」としており、評価における地方版子ども・子育て会議の役割が明確である。子どもの貧困対策プランについては策定予定がないことから2位となった。(にっぽん子育て応援団自治体首長サポーター)
- ・堺市 人口約84万人。事業の委託が最も進んでいる自治体の一つ。利用者支援事業については「基本型」と「母子保健型」を市内複数カ所で実施している。地域連携については、「地域の子育て支援団体(ボランティア含む)等と地域課題の発見・共有が円滑に行われる仕組づくりが必要」として、地

- ①施設型給付 ②地域子ども・子育て支援事業 ③利用者支援事業
 ④利用者支援事業の今後の拡充 ⑤子どもの貧困対策 ⑥地方版子ども・子育て会議

